

本号で公布された 法令のあらまし

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（内閣府本府）

1 災害援護資金の償還方法に、月賦償還の方法を追加することとし、災害援護資金の月賦償還は元利均等償還の方法によることを原則とする

2 災害援護資金の貸付けについて被災者が保証人を立てることを要しないこととした。（旧第八条関係）

3 災害援護資金の償還に係る違約金の延滞利率を年五パーセントに引き下げることとした。（第九条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

（一）この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

（二）関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第四項関係）

（三）この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七号）（内閣府本府）

1 平成三十一年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三十一年一月三十一日まで延長することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八号）（文部科学省）

一 文化財保護法施行令の一部改正関係
1 都道府県又は市町村の教育委員会が行う文化財保護法の規定による事務について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を

管理し、及び執行することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長が行うこととした。（第四条及び第五条関係）

2 認定市町村の教育委員会が行うこととすることができるとして、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。（第六条第一項関係）

3 認定市町村である町村の教育委員会が行うこととすることができるとして、1に規定するもののほか、二年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新設、増築又は改築等の現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。（第六条第二項関係）

4 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（その事務の全部又は一部を行っているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならないこととした。（第六条第三項関係）

5 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならないこととした。（第六条第五項関係）

6 1及び2により認定市町村が処理することとされた事務の一部を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第八条関係）

二 地価税法施行令の一部改正関係
都道府県の教育委員会が行う地方文化財保護審議会への諮問について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行

することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事が行うこととした。（第一七条第三項関係）

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正関係
認定町村の教育委員会が行うこととすることができるとして、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該認定町村の長が行うこととした。（第六条第一項関係）

四 施行期日
この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（総務省）

1 電波法施行令（平成一三年政令第二四五号）の一部を改正し、第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大することとした。（第三条第一項関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十六号
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第四項中「又は半年賦償還」を「半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第八条を削る。

第九条中「第七条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「保証人」を「災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附則第二項及び第三項第二号中「が第十一条第一項」を「が第十条第一項」に改める。

附則
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十条」とあるのは、「第九条」とする。

（施行期日）